

罹災証明書等交付申請書

越谷市長 宛

年 月 日

申請者	※申請者が罹災者又は罹災者の同居人以外の場合、裏面の委任状が必要です。					
	ふりがな					
	氏名					
罹災者	ふりがな					
	氏名 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ					
	住所 電話番号 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話番号 ()					
証明 申請する	罹災証明書 <input type="checkbox"/> 住家（持家） <input type="checkbox"/> 住家（借家） ※住家：現実に居住のため使用している建物					
	罹災申告書 受理証明書 <input type="checkbox"/> 災害により被害を受けた住家以外の不動産 <input type="checkbox"/> 動産					
罹災 状況	罹災の原因					
	罹災年月日 年 月 日					
	罹災場所 越谷市 <input type="checkbox"/> 罹災者と同じ					
	具体的な状況					
世帯主と 世帯人員 関係する 罹災者 又は	※罹災証明書は原則として住家の使用者（世帯主）、一時滞在者又は所有者宛に交付します。					
	氏名		関係	生年月日	氏名	
			世帯主			
部数	部					
用途	<input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援制度 <input type="checkbox"/> 見舞金 <input type="checkbox"/> 税等の減免 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 勤務先への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()					
受渡 方法	<input type="checkbox"/> 郵送（申請者住所に送付） ※申請者住所と異なる場合の送付先：					
	<input type="checkbox"/> 電話連絡を受け、市役所で受取					

【自己判定方式による罹災証明書の申請について】

住家の被害が「準半壊に至らない（一部損壊）」と見込まれる場合、自己判定方式による罹災証明書の申請が可能です。自己判定方式とは、被害箇所の写真等の確認により被害の判定を行うものであり、現地調査を行わないため短期間で罹災証明書を発行できます。ただし、被害が認定された場合、結果は「準半壊に至らない（一部損壊）」となります。

上記に同意し、自己判定方式による罹災証明書の申請を希望します。

委任状	
代理人 住所 _____	
氏名 _____	
上記の者を罹災者の代理人と認め、罹災証明書等の申請及び受領に関する権限を委任します。	
委任者（罹災者） 住所 _____	
※委任者自署 氏名 _____	

※ 確認書類

証明書区分	被害区分	罹災者区分	確認書類	方法
罹災証明書	災害により被害を受けた住家	住家の使用者、一時滞在者又は所有者	申請者本人確認書類	提示
			被害箇所がわかる写真（自己判定方式による申請を行う場合） 登記簿等所有関係がわかる書類（住家に居住していない所有者が申請する場合）	提出
罹災申告書 受理証明書	災害により被害を受けた住家以外の不動産	使用者又は所有者	申請者本人確認書類	提示
			被害箇所がわかる写真	提出
	動産	使用者又は所有者	申請者本人確認書類	提示
			被害箇所がわかる写真	提出

-----（以下、市使用欄）-----

（受領時確認事項）	
発行物	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 罹災申告書受理証明書 ※罹災証明書の場合、世帯主の記載を必ず確認
確認書類	<input type="checkbox"/> 申請者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 被害写真等（自己判定方式による申請を行う場合） <input type="checkbox"/> 登記簿等（住家に居住していない所有者が申請する場合）
申請者と罹災者	<input type="checkbox"/> 申請者と罹災者が同じ <input type="checkbox"/> 申請者と罹災者が別のため委任状を受領
自己判定方式 （罹災証明書のみ）	<input type="checkbox"/> 自己判定方式による罹災証明申請を希望（内容を説明の上同意欄にチェック） ※被害写真等を必ず提出

受付	確認	確認②入力	資産税確認	結果確認	発行
	/	/	/	/	/